

# 全国厚生労働関係部局長会議

平成 24 年 1 月 19 日（木）

職業能力開発局

# 資料項目一覧

1	平成 24 年度職業能力開発局重点施策と予算案の概要について . . . . .	1
2	公共職業訓練（離職者訓練）の推進 . . . . .	6
3	求職者支援制度について . . . . .	7
4	技能・技術を活かし新事業展開を図る企業への人材育成支援 ～新事業展開地域人材育成支援事業（仮称）～ . . . . .	8
5	ジョブ・カード制度の活用による就職促進のながれ . . . . .	9
6	都道府県の実施する公共職業訓練におけるジョブ・カードの活用 . . . . .	10
7	地域若者サポートステーション事業 (ニート等の若年者の職業的自立支援の強化) . . . . .	11
8	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の推進 ～障害者向けデュアルシステムの強化 障害者職業訓練コーチの配置～ . . . . .	12
9	障害者の職業能力開発支援の推進 . . . . .	13
10	キャリア形成促進助成金の特例措置 . . . . .	14
11	成長分野等人材育成支援事業の拡充 . . . . .	16

# 平成24年度職業能力開発局重点施策と予算案の概要について

平成24年度予定額1,904(1,622)億円

## 第1 成長分野・ものづくり分野等の人材育成の推進 1,590(1,295)億円

### 1 成長分野の人材育成の推進(一部新規)(一部後述 第2(1及び2)参照)

1,054(741)億円

介護・福祉、医療、子育て、情報通信等の成長分野について、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。

また、環境・エネルギー分野など、今後新規に成長が期待される分野で、事業主等への委託による職場での実施を主体とした実践的な職業能力を付与する職業訓練の実施(成長分野人材育成プログラム)を推進するとともに、事業主団体、大学等高等教育訓練機関と連携し、カリキュラムの開発等を行う。

### 2 新事業展開地域人材育成支援事業の推進(新規)【重点化】

1億円

地場産業が集積する地域の業界団体等(事業協同組合等)が教育訓練機関と連携し、新たな事業展開を図る企業に対し、教育訓練カリキュラムの開発・教育訓練の実施等の支援を行うことにより、地域の活性化・雇用の確保を図る観点で地場産業を支える企業の人材育成支援を行う。

### 3 ものづくり分野等の人材育成の推進

529(546)億円

日本の基幹産業であり国際競争力を有するものづくり分野について、地域や産業ニーズを踏まえつつ、最先端の技術革新にも対応した訓練を実施し、ものづくり分野を担う人材育成を推進する。

### 4 ものづくり立国の推進

6.2(7.1)億円

技能の魅力や重要性を啓発し、ものづくり人材の確保・育成につなげていく観点から、各種技能競技大会の充実、熟練技能者(企業OB等)による中小企業等の若手社員等への技能講習の実施、伝統技能の継承・発展や新たな産業の振興に寄与するなど卓越した技能を有する技能者への表彰等を行う。

## 第2 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

993(710)億円

- 1 離職者への公共職業訓練(委託訓練等)の推進 351(351)億円  
雇用のセーフティネットとして、離職者に対して成長分野等の公共職業訓練(委託訓練等)を的確に実施するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。
- 2 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援 588(279)億円  
(求職者支援制度全体 1,479億円 うち職業能力開発局分588億円)  
東日本大震災の影響による全国的な雇用の悪化への対応を含め、「求職者支援制度」により、雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者が新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、求職者の早期の就職支援を行う。
- 3 ジョブ・カード制度の推進(一部後述 第4 4 参照) 105(107)億円  
非正規労働者等のキャリア・アップのための有効なツールである「ジョブ・カード」について、対象となる訓練を公的な訓練全般(公共職業訓練や求職者支援制度による訓練)に拡大する。また、求職者と求人企業とのマッチングでの「ジョブ・カード」の活用の促進や、「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓等により、「ジョブ・カード」の取得促進を図る。

## 第3 職業能力の評価システムの整備

17(18)億円

- 1 職業能力評価基準の整備や活用促進 2.5(2.9)億円  
職種ごとに必要とされる能力要件を明確化した「職業能力評価基準」の策定を推進する。また、策定済みの「職業能力評価基準」を用いて、人材育成・評価のためのツール(キャリアマップ、職業能力評価シート)の開発・導入を進めながら、社内検定や業界検定につなげるなどして、能力評価システムの開発・構築を一体的に進める。
- 2 技能検定制度の整備 14(15)億円  
社会的ニーズを踏まえた「技能検定」職種の統廃合等の推進、民間機関の活力の活用促進、産業技術の高度化等に対応した検定基準の見直しを引き続き実施する。

## 第4 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

123(124)億円

### 1 労働者・企業の職業能力開発への支援

105(104)億円

企業内での労働者のキャリア形成を効果的に促進するとともに、国内外にわたる企業活動の活性化に資するため、事業主が労働者に対して職業訓練を実施する場合や労働者の自発的な職業能力開発を支援する場合に、「キャリア形成促進助成金」により、必要な経費等の助成を行う。

また、キャリア形成支援に取り組む企業の創出促進のため、キャリア形成支援に係る課題の明確化・専門的助言や情報提供、職業能力開発推進者を対象とした講習の実施に併せて、キャリア形成支援の好事例を表彰するなど、総合的な取組を展開する。

### 2 キャリア・コンサルティングの活用促進

1.3(1.1)億円

キャリア・コンサルタントの指導者養成等によるキャリア・コンサルタントの専門性の向上、「ジョブ・カード」交付の担い手を養成する「ジョブ・カード講習」の拡充実施等により、キャリア・コンサルタントの体系的な養成や質の向上を図るとともに、キャリア・コンサルタントの情報提供体制を整備し、キャリア・コンサルティングの活用を促進する。

### 3 キャリア教育の推進

14(16)百万円

教育行政と連携しながらキャリア・コンサルティングの手法を活用し、大学等の高等教育機関でキャリア教育を効果的に指導することができる専門人材を養成する。

### 4 ジョブ・カード制度の対象者の拡大(一部新規)

16(18)億円

「ジョブ・カード制度」について、キャリア形成支援の観点から、対象者を中小企業等の在職労働者や大学生等に拡大する。

## 第5 若者の就職促進、自立支援対策

20(20)億円

### 1 ニート等の若者の職業的自立支援の強化

20(20)億円

「地域若者サポートステーション事業」の設置拠点を拡充(110箇所→115箇所)するとともに、アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。

### 2 キャリア教育の推進(再掲)

14(16)百万円

## 第6 障害者の職業能力開発支援の推進

55(56)億円

### 1 障害者の職業能力開発支援の推進

55(56)億円

障害者職業能力開発施設で障害者の障害特性やニーズに応じた訓練を推進するほか、就業経験がない人等を対象とした「障害者向けデュアルシステム」で、訓練開始前の準備段階から修了後の就職支援までの総合的・専門的なパッケージ支援を行う「障害者職業訓練コーチ」を配置するなど、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の充実を図る。

## 第7 人づくりを通じた国際協力の推進

7.4(7.7)億円

### 1 技能実習制度の適切な運用

4.3(4.3)億円

監理団体や実習実施機関（技能実習生の受入れ機関）への巡回指導、技能実習生への母国語相談などを引き続き実施し、技能実習生が修得した技能の適切な評価を促進することにより、適正で実効ある技能移転に向けて制度を運用する。

### 2 技能評価システムの移転など職業能力開発分野の国際協力の推進

3.2(3.5)億円

開発途上国から協力要請の高い日本の技能評価システムのノウハウを開発途上国に移転する取組について、平成23年度に新たに対象とした国（カンボジア、ラオス、インド）に対して集中的な対応を行うなど取組を強化するとともに、ASEAN、APEC等の国際機関を通じた途上国への人材育成に関する各種研修事業を実施するなど、職業能力開発分野の国際協力を戦略的・計画的に推進する。

## 重点化措置施策及び東日本大震災復興関連施策

### <日本再生重点化措置の施策>

#### 1 新事業展開地域人材育成支援事業の推進(新規)【再掲】

1億円

### <東日本大震災復興特別会計（仮称）の施策>

※復興庁で一括計上される経費

#### 1 震災による離職者への職業転換給付金の支給

1.9億円

被災離職者等が職業訓練を受講する際に、訓練手当を支給する。

# 公共職業訓練(離職者訓練)の推進

平成24年度予定額  
約336億円(委託訓練関連予算のみ)

## 1. 離職者訓練の推進(約23万人)

厳しい雇用失業情勢が続く中、過去最大であった今年度と同規模の離職者訓練数を要求  
大学、専修学校等の教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、介護・福祉、医療、情報通信等の成長分野における職業訓練を推進

平成24年度訓練計画数: 約23万人 (施設内訓練: 約4万人、委託訓練: 約19万人)

## 2. 環境・エネルギー分野等の新たな成長分野における職業訓練の実施

※委託訓練計画数(約19万人)の内数

環境・エネルギー分野など今後、新たな雇用機会が見込まれる業務に対応できる人材を育成するため、事業主等への委託による職場での実施を主体とした実践的な職業能力を付与する「成長分野人材育成プログラム(※)」を実施  
また、事業主団体や大学等の高等教育訓練機関と連携し、訓練カリキュラムの開発等を実施

※ 太陽光パネルの取付、省エネガラスコーティング等を行う民間企業に委託し、現場実態に即した実践的な人材育成のための職業訓練を実施



## 3. 安定雇用に向けた資格取得のための長期訓練の実施(2,700人※)

※委託訓練計画数(約19万人)の内数

離職を余儀なくされた非正規労働者等に対応するため、介護福祉士及び保育士の資格取得を目的とした長期間の職業訓練を、民間教育訓練機関等への委託により実施

平成24年度訓練計画数: 2,700人 (介護福祉士2,200人、保育士500人)

# 求職者支援制度について

## 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
    - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
    - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
    - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

## 対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者  
具体的には、
  - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
  - ・ 雇用保険の適用がなかった者
  - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等が対象

## 訓練

- 就職に資する新たな訓練を設ける(民間教育訓練機関の実施する就職に資する訓練のみを認定する方式)。
- 新たな訓練は、成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた計画を基に設定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

## 給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(実費))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

## 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

# 技能・技術を活かし新事業展開を図る企業への人材育成支援 ～新事業展開地域人材育成支援事業(仮称)～

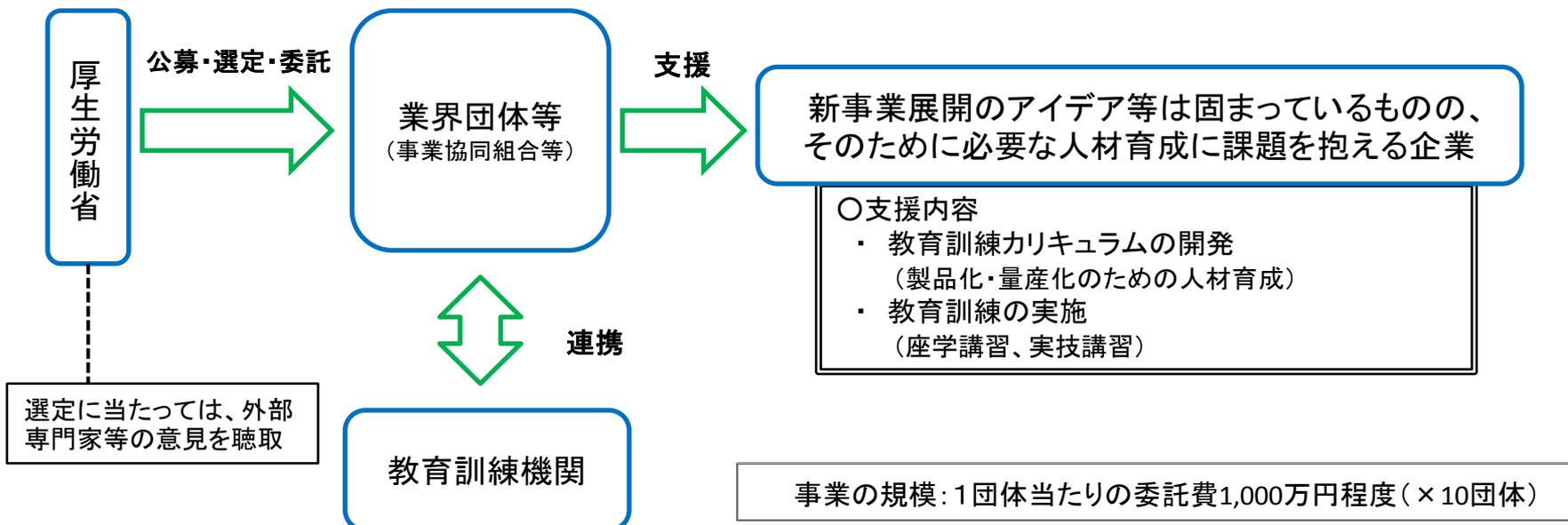
平成24年度日本再生重点化措置 予定額 1億円

## ○事業目的

東日本大震災の影響や、経済社会のグローバル化、急速な円高に伴う生産拠点の海外移転により、地域産業の衰退や国内の雇用喪失が懸念されることから、企業の新たな事業展開を人材育成の面から支援することにより、地域の活性化・雇用の確保を図る。

## ○事業内容

地場産業が集積する地域の業界団体等(事業協同組合等)が教育訓練機関と連携し、これまで培ってきた技能・技術を活かし新たな事業展開を図る企業に対し、具体的な事業化に必要な技能を付与するための教育訓練カリキュラムの開発・教育訓練の実施等の支援を行う。



# ジョブ・カード制度の活用による就職促進のながれ



**ハローワーク等**

**ジョブ・カード**  
履歴シート、職務経歴シート、キャリアシートを活用

**キャリア・コンサルティング**

- ・ 職業能力や就業目標・課題を整理
- ・ 就職活動の自己アピールの作成

訓練せずに就職

**職業能力形成プログラム**  
企業、教育訓練機関等で職業訓練を受講

**雇用型訓練**

- 正社員経験に恵まれない者を企業が雇用
- 企業実習 + 座学の訓練
- 在職非正規労働者の正社員化へのキャリア・アップにも活用

**委託型訓練（日本版デュアルシステム）**

- 専修学校等に委託
- 企業実習 + 座学の訓練

**訓練対象の拡大**

**求職者支援訓練**

- 雇用保険を受給できない者が対象
- 基礎的能力や実践的能力の付与

**公共職業訓練（施設内訓練・委託訓練）**

- 主に雇用保険受給者が対象

企業が能力を評価

訓練機関が能力を評価

**ジョブ・カード**  
評価シートを活用

訓練実施企業で正社員へ

就職

ハローワークの支援

## 都道府県の実施する公共職業訓練におけるジョブ・カードの活用

- 平成23年4月に策定された「新全国推進基本計画」において、以下の方針が決定。
  - (1) 公共職業訓練については、訓練実施機関が自らキャリア・コンサルティングを実施できる体制を整備し、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを計画的に実施する。
  - (2) 訓練修了後に評価シートを作成する。
  
- この方針を受け、都道府県が実施する下記訓練(平成24年4月開始分から)の期間中に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価を実施。また、実施体制の整備を図るため、平成23年度中から、訓練指導員等へのジョブ・カード講習の受講勧奨等により、登録キャリア・コンサルタントの配置を推進。
  - (1) 離職者訓練(施設内訓練)
  - (2) 離職者訓練(委託訓練(訓練期間が1ヶ月以上の「知識等習得コース」に限る。))
  - (3) 学卒者訓練
  - (4) 日本版デュアルシステム(専門課程・普通課程活用型)